

○職場環境改善計画助成金（建設現場コース）に関するQ & A

1 助成対象事業者について

Q 1-01 助成金を受けるための要件は何ですか。

A 1-01 具体的な申請要件は、「職場環境改善計画助成金（建設現場コース）の手引（令和元年度版）」の1頁をご覧ください。

Q 1-02 申請は、企業単位で申請するのですか。

A 1-02 建設現場単位で申請いただくことになります。

Q 1-03 要件に「労働者数が常時50人以上の建設現場」とありますが、50人以上とはどのような状態ですか。

A 1-03 建設現場において、初期の準備工事、終期の手直し工事等の工事を除く期間、平均1日当たり労働者数が50人以上である状態をいいます。なお、労災保険の適用事業であることも要件となります。

Q 1-04 同じ元方事業者に対して、同一県内で同一年度の場合、助成は最大2回とされていますが、同一年度であることは何をもちて判断されるのですか。

A 1-04 「実際に職場環境の改善が実施されたことをメンタルヘルス対策促進員が確認した日」の属する年度（4月1日から3月末日までの1年間）で判断します。

Q 1-05 例えば「A建設」が全国で同時に複数の建設現場を展開している場合、各建設現場が別々に助成金を申請できますか。

A 1-05 「A建設を共同企業体代表者とする建設現場」が同一県内に複数ある場合、A建設が本県で助成金を受けることができる回数は同一年度内2回を上限とし、「同様の建設現場」が他県に複数ある場合、他県における助成金を受けることができる回数も2回を上限としています。つまり、助成は建設現場単位で申請できますが、同一会社が助成金を受けることができる回数は同一県内最大2回になります。（仮に全都道府県で複数の申請する場合、最大94回（2回*47都道府県）となります。）

2 助成対象事業について

Q 2-01 要件に「ストレッチェック実施後の集団分析を実施していること。」とありますが、ストレッチェックやその後の集団分析に関係なく、職場環境改善計画を作成・実施した場合は助成金の支給対象となりますか。

A 2-01 支給対象にはなりません。この助成金は、ストレッチャック制度の普及・定着を企図しているものであり、ストレッチャック実施後の集団分析に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に支給対象となります。

Q 2-02 職場環境改善計画助成金（建設現場コース）と職場環境改善計画助成金（事業場コース）を同時に申請することは可能ですか。

A 2-02 事業場コースは店社事業場（建設会社の本社、支店、営業所等）の職場環境改善に対するものであることから、「建設現場コースと事業場コース」で同時に申請することは可能です。

Q 2-03 要件に「平成 31 年 1 月以降、新たに建設現場を訪問したメンタルヘルス対策促進員からストレッチャック実施後の集団分析結果の見方やストレッチャック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。」とありますが、平成 30 年 12 月以前に助言・支援を受けている場合は、支給対象となりますか。

A 2-03 支給対象にはなりません。平成 31 年 1 月度以降にメンタルヘルス対策促進員からストレッチャック実施後の集団分析結果

の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていることが要件になります。

Q 2 - 0 4 ストレスチェックは実施しましたが、集団分析は行わなかった場合で、メンタルヘルス対策促進員の助言・支援により職場環境改善計画を作成・実施した場合の機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用は支給対象となりますか。

A 2 - 0 4 集団分析を行っていない場合は、支給対象にはなりません。ストレスチェック実施後の集団分析を行った上で、それを踏まえて職場環境改善計画を作成・実施した場合に支給対象となります。

Q 2 - 0 5 機器・設備購入（リースやレンタルを含む）費用ではなく、メンタルヘルスに関する個人相談等に要した費用は支給対象になりますか。

A 2 - 0 5 支給対象にはなりません。

Q 2 - 0 6 メンタルヘルス対策促進員の電話による助言のみで職場環境改善計画書を作成・実施した場合、機器・設備購入（リースや

レンタルを含む。)費用は助成金の支給対象となりますか。

A 2-06 支給対象にはなりません。メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に当たっては、事業場への訪問を想定しており、申請書類として、メンタルヘルス対策促進員の事業場訪問日を示す書面を求めることとしています。また、メンタルヘルス対策促進員が職場環境改善計画書に基づく改善状況を確認する必要もあることから、電話による助言のみの場合は、支給対象になりません。

Q 2-07 メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に当たり、「建設現場訪問は3回まで」と記載されていますが、4回以上や0回では支給対象とはならないのですか。

A 2-07 建設現場の訪問回数を目安を示すものであり、概ね3回程度で職場環境改善計画が作成されていれば問題ありません。ただし、1回も訪問することなく職場環境改善計画を作成することはできませんので支給対象にはなりません。

3 助成対象経費について

Q 3-01 助成金額について教えてください。

A 3-01 1建設現場当たり50,000円が上限となります。50,000円(税

込)の範囲であれば、複数の機器・設備が助成対象となります。

Q 3 - 0 2 機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用は税込みですか。

A 3 - 0 2 税込みです。

Q 3 - 0 3 機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用は、「50,000円（税込）を上限とする」とありますが、単価 10,000 円のを 5 個購入した場合は支給対象となりますか。

A 3 - 0 3 支給対象となります。

Q 3 - 0 4 機器・設備購入費は「50,000 円（税込）を上限とする」とありますが、単価 20,000 円のを 5 個購入した場合は支給対象となりますか。その場合の助成額はいくらになりますか。

A 3 - 0 4 単価 20,000 円のを 3 個購入分までは支給対象となります。この場合、助成額は 50,000 円となります。（50,000 円を超える場合、50,000 円を超えることとなる個数までが支給対象となり、助成額は上限の 50,000 円となります。）

Q 3 - 0 5 機器・設備購入（リースやレンタルを含む。）費用の助成につ

いて、「機器・設備購入費の実費を支給」とありますが、実費の中には、機器購入の場合の送料や設備購入の場合の設置料や送料は含まれますか。また、食料品や飲料は可能ですか。

A 3-05 送料や設置料は含まれません。食料品等も不可です。

4 申請について

Q 4-01 申請書の提出先はどこですか。

A 4-01 本助成金は、建設現場の所在地の属する都道府県の産業保健総合支援センターに申請書類を提出していただきます。（手引き巻末の「全国の産業保健総合支援センター一覧」でご確認いただけます。）

Q 4-02 申請書の「申請日」は、いつの日付を記載するのですか。

A 4-02 具体的な日付は「申請書一式を発送した日」になります。

Q 4-03 申請書はいつまでに提出しなければならないのですか。

A 4-03 「職場環境改善計画」に基づき「実際に職場環境の改善が実施されたことをメンタルヘルス対策促進員が確認した日」から速やかに提出してください。なお、当該確認した日の年度の翌年度の6月末日までに届かない場合は受付できません。

Q 4 - 0 4 機器・設備購入費の助成について、単価 10,000 円のを 5 年度に分けて申請できますか。

A 4 - 0 4 できません。機器・設備購入費の助成金の支給は、将来にわたって 1 回限りとなっています。

Q 4 - 0 5 機器・設備購入費の助成について、10,000 円分しか申請しなかった場合、その後、残り 40,000 円分について申請できますか。

A 4 - 0 5 できません。機器・設備購入費の助成金の支給は、将来にわたって 1 建設現場当たり 1 回限りとなっています。

5 その他

Q 5 - 0 1 本助成金の申請受付件数は決まっていますか。

A 5 - 0 1 本助成金の件数の合計数に上限は設けていません。ただし、支給する予算がなくなり次第、終了させていただく場合があります。